



## 安全運営の 10 カ条 (改訂 ver4. 2020.02)

1. エア遊具の使用運営にあたっては、エア遊具の規模・形状・設置数、運営条件、メーカーのマニュアル等を十分考慮し、利用者の状況把握・安全管理に必要な人数の運営スタッフを配置しましょう。  
また、配置する運営スタッフには、適宜教育研修を実施し、エア遊具の安全な取り扱いについての知識・技能の習得に努めましょう。  
尚、イベントで使用する場合、または、屋外設置の場合は、最低下記人数の運営スタッフをつけましょう。
  - ・遊具 1 体につき最低 1 人
  - ・ただし、高さ 4.5m 以上の滑り台型遊具については、1 体につき最低 2 人
2. 運営スタッフは、入退場のゲストコントロール、運営中の内部監視、エア遊具周辺の外部監視が行われるように適切に配置しましょう。
3. 利用制限（身長制限または年齢制限など）をよく理解し、徹底しましょう。
4. エア遊具ごとの定員を確認、定員管理を徹底しましょう。
5. プレイ時間をよく理解し、時間管理を徹底しましょう。
6. 入場前の子どもたちに、エア遊具の遊び方、禁止行為などしっかり説明しましょう。
7. 始業前点検リストに沿って、ひとつひとつの点検項目をしっかりと確認、安全な遊具環境を用意しましょう。
8. ダクト抜け、送風機の吸気口のゴミ詰まりなど、空気の供給ラインに異常がないか、運営中は常に注意を払いましょう。
9. 停電、電源ブレーカー遮断、コンセント抜けなど、電源の供給ラインに異常がないか、運営中は常に注意を払いましょう。

10. 屋外設置の場合では、風速計を必ず取り付け、風速基準に沿った運営をしましょう。
- また、転倒：浮き上がり防止のため、メーカー所定のウェイトまたは杭を必ず使いましょう。
- さらに、当該地域において気象庁発表の注意報、警報が発令されていないことを確認しましょう。
- ただし屋内設置の場合においても、横転等のリスク防止のために、固定に必要と判断する個数、重さのウェイトを必ず取り付けましょう。

当協会が定める風速基準のガイドラインは、下記となっています。

**「運営注意」：瞬間風速 8m/s を超えた場合**

いつでも運営を中止できるように準備しながら運営。気象情報のリアルタイムでの入手に努め、現場の気象条件の急激な変化（黒い雲の発生、気温の低下、雷鳴など）に注意する。

「運営注意」の状態、黒い雲の発生、気温の低下、雷鳴などの気象条件の変化が認められたら、速やかに下記の「運営中断」の処置をとる。

**「運営中断」：瞬間風速 10m/s を超えた場合**

エア遊具の利用者を速やかに遊具外に退場させ運営を中断する。  
エア遊具は空気を抜いた状態で保護または撤収する。

**「運営再開」：下記の条件を総合的に判断して決定**

- 1) 連続した 10 分間で、10m/s を超える瞬間風速が観測されないこと。
- 2) 当該地域に強風、雷、などの注意報、又は竜巻注意情報が発令されていないこと。  
また、今後も発令の可能性が極めて低い状況であること。
- 3) 当該現場にて、急激な気象の変化（黒い雲の接近、急激な気温低下、雷鳴など）が確認されないこと、あるいはそれらの状態が解消されたこと。

- 1) 本ガイドライン 1 に記載の教育研修の機会としては、本協会主催の下記講習会および資格認定講習会等が活用できる。
  - ・エア遊具安全講習会
  - ・エア遊具管理士認定講習会
- 2) 本ガイドライン 7 に記載の始業前点検リストとしては、本協会推奨の下記リストが活用できる。
  - ・点検リスト Ver.1 (<http://jipsa.org/pdf/list.pdf>)
- 3) 本ガイドライン 10 に記載のメーカー所定のウェイト・くいについては下記事項に十分配慮の上使用すること。
  - ・ウェイト・くいの設置においては具体的な重り・くいの位置・個数・重さ・設置方法等を指定した設置マニュアルを個別遊具ごとに整備し、現場担当者に教育・研修すること。
  - ・運営事業者がメーカー（製造事業者又は輸入事業者）からエア遊具を購入又はレンタルする場合は、当該マニュアルの整備されたエア遊具を選定すること。